

熊本大学同窓会連合会会則

改正 平成 20 年 06 月 06 日

平成 22 年 10 月 01 日

平成 23 年 06 月 09 日

平成 31 年 04 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、熊本大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、熊本大学の学部等同窓会及び地域別同窓会間の全国的交流、連携を推進することにより、同大学の卒業生の交流、親睦を図り、併せて同大学との連絡を緊密にし、もって、今後の同大学の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学部等同窓会及び地域別同窓会間の全国的交流、連携の推進
- (2) 新たな地域別同窓会設立の支援
- (3) 熊本大学との連携及び協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(正会員)

第 4 条 本会は、熊本大学の学部等の卒業生が加入する学部等同窓会をもって正会員とする。

(特別会員)

第 5 条 熊本大学の卒業生で構成される職域別同窓会、都道府県又は地域を単位として、複数の学部等の卒業生が加入する地域別同窓会などの各種同窓会は、特別会員として本会に加入することができる。

第 3 章 役員等

(役員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 1 名
- (4) 幹 事 学部等同窓会から各 1 名
- (5) 会計監事 2 名程度

(役員の選任)

第 7 条 会長、副会長、代表幹事及び会計監事は、学部等同窓会の代表者のうちから第 12 条に規定する総会において選任する。

2 幹事は、学部等同窓会から、各学部等同窓会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 代表幹事は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。

4 幹事は、本会と各同窓会との連絡調整を図るとともに、第13条に規定する幹事会を構成する。

5 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 会長は、幹事会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、役員をもって組織する。

2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員（幹事を除く。）の選任に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

3 総会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

4 総会は、第1項に掲げる者の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

5 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2項第4号の議事は、総会の構成員の過半数をもって決する。

6 名誉会長、顧問及び特別会員の各代表者1名は、総会に出席し、意見を述べることができる。

7 会長は、必要があるときは、役員以外の者を総会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第13条 本会に、学部等同窓会との連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 正会員及び特別会員の入会の可否

(2) 総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項

- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 幹事会の議事は、出席した代表幹事及び幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 名誉会長、顧問、会長及び副会長は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 8 代表幹事は、必要があるときは、役員以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴くことができる。

第5章 会計

(会費)

第14条 正会員は、総会で定められた会費を納入する。

- 2 特別会員は、会費納入の義務を負わない。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄附金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第16条 会長は、会計年度ごとに、決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当分の間、熊本大学総務部内に置く。

第7章 雑則

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この会則は、平成16年10月9日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年6月6日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に選任される役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。